



4月10日 新理事長が就任しました!!



新理事長：板東 久美子

平成30年4月10日付で新しい理事長が就任しました。引き続き、当センターの運営並びに執務遂行について、関係機関・団体の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。なお詳しくは、当センターホームページ(※)をご参照くださいますようお願い申し上げます。

※法テラスホームページ：http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/rijichou_aisatsu/index.html



経 歴

昭和52年3月	東京大学法学部卒
昭和52年4月	文部省入省
平成10年4月	秋田県副知事
平成18年7月	内閣府男女共同参画局長
平成21年7月	文部科学省生涯学習政策局長
平成24年1月	同 高等教育局長
平成25年7月	文部科学審議官
平成26年8月	消費者庁長官
平成29年10月	日本司法支援センター理事(非常勤)

平成30年度法テラス札幌の近況報告

法テラス札幌に新副所長が就任しました



平成30年4月10日より、佐々木潤弁護士が就任しました。佐々木副所長は、総務・民事法律扶助所掌の副所長として、関係機関・団体との連携を一層図って参りますので、よろしくようお願い申し上げます。

札幌弁護士会新執行部によるご挨拶

平成30年4月3日、挨拶に来られました。ご利用者の方のため、今後より一層の連携を図ってまいります。



札幌弁護士会 執行部	
会長 八木 宏樹	先生
副会長 清水 智	先生
副会長 竹間 寛	先生
副会長 佐々木 将司	先生
副会長 磯田 健人	先生

【告知】 平成30年11月22日(木) 法テラス劇場開催します!
札幌市教育文化会館小ホールにて、入場料無料です!!
10月中旬予約受付開始。詳細は法テラス札幌ホームページで

法テラス劇場とは?

市民の皆様が、法的紛争に巻き込まれることへの防止や、法的紛争に巻き込まれた場合に適切な法的支援を活用することができるよう、劇団イナダ組とコラボし気軽に法律問題について体験もらうためのイベントです。

平成29年度法テラス札幌業務実績

情報提供件数と主な問合せ内容の推移

単位: 件数(総件数に占める割合)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活上の取引	2,032 (32.8%)	1,965 (33.0%)	1,757 (33.0%)
家族	1,940 (31.4%)	1,846 (31.0%)	1,511 (28.4%)
住まい・不動産	505 (8.2%)	422 (7.1%)	387 (7.3%)
職場	427 (6.9%)	385 (6.4%)	320 (6.0%)
その他	1,281 (20.7%)	1,339 (22.5%)	1,346 (25.3%)
情報提供総件数	6,185 (100%)	5,957 (100%)	5,321 (100%)



出張相談とは

65歳以上の高齢の方や、障がい等の理由で法テラスの指定する相談場所に足を運ぶことが困難な方を対象に、事前審査のうえで法テラスと契約している弁護士・司法書士を対象の方のご自宅等に派遣し、法律相談を行う制度です。

巡回相談とは

地方公共団体の施設等を相談場所に指定し、法テラスと契約している弁護士・司法書士が巡回して法律相談を行う制度です。

法律相談援助件数と出張相談・巡回相談の推移

単位: 件数(総件数に占める割合)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法律相談件数	11,722 (96.0%)	11,354 (95.4%)	1,0473 (95.3%)
出張相談	213 (1.7%)	308 (2.6%)	344 (3.1%)
巡回相談	274 (2.2%)	241 (2.0%)	176 (1.6%)
法律相談総件数	12,209 (100%)	11,903 (100%)	10,993 (100%)

※()内の総件数に占める割合は編集の都合上、総計が100%とならない場合がございます。

平成29年度法テラス新事業業務実績 (全国版)

特定援助対象者法律相談援助

認知機能が十分でない方のために、地域包括支援センターなど、ご本人を支援する福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士や司法書士による出張法律相談を実施いたします。

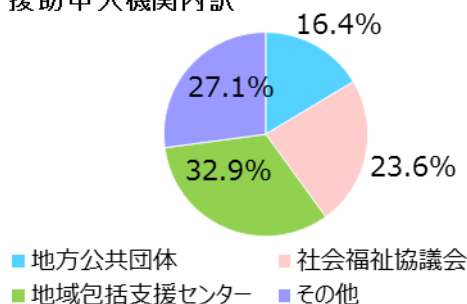
平成30年1月24日から業務を開始し、平成30年3月31日までに110件の相談を実施いたしました。

DV等被害者法律相談援助

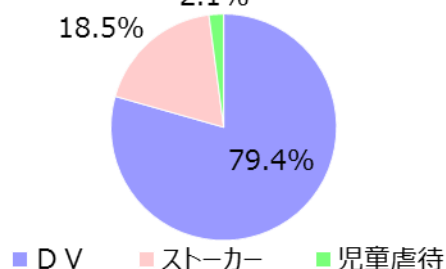
刑事に関するものも含め、DV、ストーカー、児童虐待の被害に遭われている疑いのある方に対して、再被害の防止に必要な法律相談を実施いたします。

平成30年1月24日から業務を開始し、平成30年3月31日までに141件の相談を実施いたしました。

援助申入機関内訳



相談内容内訳





平成30年度「法テラスの日」記念イベント結果報告

● 平成30年4月16日(火) 10時45分 (第一部) 司法記者クラブで記者会見!!



平成30年4月16日、北海道司法記者クラブにおいて記者会見を行いました。

会見では、法テラスの新理事長就任のご報告に併せ、札幌の新らたな副所長のご紹介をしました。

また、昨年度業務実績報告の他、4月23日に開催した札幌駅地下歩行空間での「法テラスの日」記念イベントについても案内しました。

● 平成30年4月23日(月) 11時30分 (第二部の①) 街頭啓発活動!!

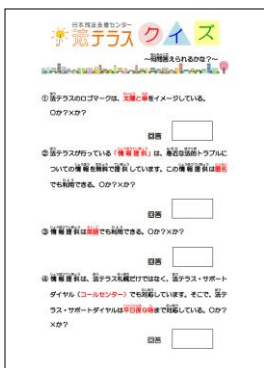


平成30年4月23日、例年、札幌駅北口コンコースで実施しております街頭啓発を、今年は札幌駅地下歩行空間(チカホ)にて実施しました。

法テラス札幌の執行部及び職員らにより、市民の皆様にティッシュ500個を配布しました。

「法テラスって何?」とご質問いただくことも多々あり、広く市民の皆様には法テラスのことを知っていただく機会とすることができました。

● 平成30年4月23日(月) 11時30分 (第二部の②) 街頭クイズ大会!!



街頭啓発の後、札幌における「法テラスの日」街頭イベントとして初めての、アンケート型の法テラスクイズを実施しました。

100名の方に、法テラスについてより知っていただくための簡単なクイズに挑戦していただき、参加記念品として、法テラスボールペンを差し上げました。

ここで一問、クイズに挑戦!

Q: 法テラスの日がいつかご存じですか?
(解答は法テラス札幌通信Vol24のどこかにあります。)



● 平成30年4月23日(月) 13時30分 (第二部の③) 「法テラスの日」記念イベント!!



法テラスのサービスを、市民の方に、よく知っていただき、体験していただくため、チカホ空間に情報提供ブースを設置し、情報提供専門職員2名による情報提供を実施しました。

約2時間で10名の方に情報提供を体験していただくことができました。

*相続、医療、離婚、交通事故、不動産など多岐に亘るお悩みについて情報提供しました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



予防と事後的対応について(労働分野を例として)

本年4月から法テラス札幌の副所長となりました佐々木潤と申します。さっそく副所長通信を担当させていただくこととなりましたが、この度は、労働の分野における予防と事後的対応といった視点で述べさせていただきます。

国は、仕事上の事故などから労働者の方々を保護するため、労働基準法や労働者災害補償保険法に基づき、労働者災害補償制度を創設しています(以下「労災補償制度」といいます。)。この労災補償制度では、各地の労働基準監督署において、労働者の方々に発生したケガや病気等がその方々の行っていた仕事のせいであるか否かを判断し、医療費等の支給や不支給を決定するしくみとされています。

もともと、各地の労働基準監督署長が、事案ごとに、その都度自由に判断してしまうならば、各地でばらばらの結論となってしまいかねません。そのため、国は、仕事により発生するケガや病気の種類等に応じて、「通達」というかたちで各種の判断基準を定めています。近年、社会問題となっているうつ病等の精神障害についても同様であり、現在の判断基準では、

複数回にわたり改製がなされ、セクシャルハラスメントやいじめ(パワーハラスメント)といった出来事として拾い上げることができるようになっていきます。

ここで、既にお気づきのとおり労働者災害補償制度は、あくまで仕事に基づくケガや病気等が発生した後に、すなわち事後的に対応するための制度ですが、これだけでは十分とはいえ、労働者の方々が安心して働くためには、そもそも仕事に基づくケガや病気等が発生しないようにするための制度も不可欠であります。例えば、労働安全衛生法という法律は、仕事に基づくケガや病気の発生を防止するため設備や安全基準等を定めたものであります。世の中の様々な事柄に当てはまるとは思いますが、予防と、発生した場合の事後的対応とは、いわば「両輪の関係」にあり、労働に関する分野でもこのような観点から各種の法律や政策が講じられているということになります。



永らく、ご愛読を賜りました、法テラス札幌通信は、本号を持ちまして休刊いたします。今後は、法テラスのHPIに、活動報告の投稿を行って参りますので、引き続き、法テラス札幌にご注目くださいますようお願いいたします。

<http://www.houterasu.or.jp/sapporo/>



4月10日は法テラスの日!!



業務時間 月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00
(情報提供業務は16:00迄)

Tel 0503383-5555 (代表・情報提供課)
0503383-5556 (民事法律扶助課 直通)

〒060-0061
札幌市中央区南1条西11丁目
コンチネンタルビル8階

